認定こども園って?

高槻双葉幼稚園

平成 29 年度より高槻双葉幼稚園は、幼稚園型認定こども園に移行します。

「認定こども園」という言葉は、聞かれたことがあっても実際どんな制度なのか、保育内容はどうかなど、詳細までご存知の方がまだまだ少ない状況だと思います。

高槻双葉幼稚園に通われている方、今後入園を検討される方にとって少しでも認定こども園がわかるように、安心して通っていただけるように、今の時点でわかっている内容をお伝えできればと考え、まず「認定こども園」の概要をお伝えしていきます

認定こども園とは・・・

「子ども・子育て支援法」という法律に基づいて、平成 27 年度よりスタートした「子ども・子育て支援新制度」 のもと、生まれた施設が現在の「認定こども園」です。

多様化する子育ての問題を解決すべく、就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい形となります。

簡単に言うと、**幼稚園教育の良いところと、保育所の保育機能のよいところを併せ持った施設**といえます。 詳しくはすくすくジャパンリーフレット(内閣府)をご覧ください



認定こども園のよいところって?・・・

幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持ち、<u>教育と保育を一体的に行います。</u>

「働いていたって幼稚園」が可能です

保護者の就労状況が変化しても、子どもたちは通いなれた園に続けて通うことができます。 従来の保育施設のように仕事を辞めたからといって退園する必要はありません。

在園の方や地域の方が利用できる子育て支援の場があります(例:園庭開放・未就園教室・キンダーカウンセリングなど) 子どもだけではなく、親子の交流も大切にした施設となります。

認定こども園では教職員の割り当てが充実しており、従来に加えさらに充実した教職員で子どもたちを見守ることができます。

2号保育認定を受けられる方は、長期休暇であっても、毎月同一の料金で短時間認定(8時間)又は標準時間認定(11時間)の保育利用ができます。

異年齢の子ども達が集まり、預かり保育などを実施するため、学年を超えた触れ合いがあります。

高槻双葉幼稚園の思い・・・

平成28年度で高槻双葉幼稚園は創立50周年を迎えました。今まで積み上げてきた幼児教育の理念は何も変わらずこれまで通り大切にしていきます。

当園では、現在、子どもたちが主体的に考え、豊かな体験を通じて、後のびする力をつけてほしいと考えています。例えば、園庭では身体全体を使って木登りや、アスレチックに取り組んだり、どろどろになってどろんこ遊びをしたりと、様々な遊びの経験を大切にしています。









室内では、各保育室で子どもたちの興味・関心が高まるよう、コーナーに分けて遊びこめる工夫をしています。



また、当園では保護者の方にも園生活を楽しんでいただきたい、子どもの頑張りや成長を間近で見てもらいたいという思いから、行事の設定・参観の設定に加え、ボランティア活動が多数あります。(詳しくはホームページをご覧ください)



子どもたちの前で劇や合奏を披露する 行事ボランティアさん



絵本の読み聞かせをする絵本ボランティアさん

このように当園では、、子どもを真ん中に据え、子どもたちの幸せを第一に考えた幼児教育を行っていきます。

そのために、今までにも実施していた子どもたちのがんばりを見ていただける場 (参観・ボランティアなど)を 設けるといったことを、認定こども園になっても引き続き大切にしていきたいと考えています。

しかし、昨今の社会情勢の変化に伴い、共働き家庭をはじめとする就労家庭が増えてまいりました。その社会 情勢を踏まえ、働いている・いないにかかわらず、幼児教育を受ける機会を提供したいという思いも持っていま す。

現在でも、預かり保育等で就労家庭の方が通っていただける状況ではありますが、幼稚園型認定こども園として、よりよい預かり保育や、保育後の時間を作っていけるようにしたいと考えています。

認定こども園の認定とは・・・?

1号認定・2号認定・3号認定という認定があります。

- *1号認定(教育標準時間認定)・・・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要としな い学校教育のみを受ける子ども
- *2号認定・・・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども
- *3号認定・・・満3歳未満の保育を必要とする子ども
- *「保育を必要とする」とは下記のような場合があります



就労

妊娠・出産

保護者の疾病・障がい

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動(起業準備も含む)

就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) 虐待やDVのおそれがあること 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること その他、上記に類する状態として、市町村が認める場合

2 号認定の認定区分について

2号認定の中でも保育の必要量に応じて、2つの区分に分かれます。

(平成 28 年度現在の高槻市にお住いの方の場合です。その他市町村もほぼ同じような条件となります)

2 号短時間認定・・・1 ヶ月の労働・就労時間が 64 時間以上~120 時間未満(週3日かつ4時間以上/日) 疾病・障がいの事由に該当する場合 求職活動中の場合 育児休業中に在園児が継続利用する場合

2 号標準時間認定・・・<u>1 か月の労働・就労時間が 120 時間以上である場合</u> 妊娠・出産する場合 災害復旧にあたる場合など



詳しくは願書に記載しておりますので、入園をご検討の方は、 願書をお取りください。